

民間木造住宅段階的耐震改修費補助金 簡易チェックシート

民間木造住宅耐震診断は既に受けていますか。

NO

補助金の申請を行うには、事前に耐震診断を受けていただく必要があります。

まちづくり推進課にて、耐震診断（無料）の受付を行っておりますので、申込を行う際にはお問い合わせください。

YES

補助金の申請を行おうと考えている住宅の耐震性向上を目的とした改修工事は、まだ契約前ですか。

NO

補助金申請の前に工事の契約をしている場合、補助対象外です。

YES

該当の住宅は、個人が所有していますか。

NO

個人所有でない住宅（法人所有等）は、補助対象外です。

YES

木造住宅耐震改修補助金の対象となる可能性がありますので、申請をご検討されている場合には、必ず工事契約前にまちづくり推進課へお問い合わせください。（工事契約後に申請していただいても、補助金を出すことはできません。）

※建築基準法の改正により、木造一戸建て住宅の耐震改修は大規模の修繕、大規模の模様替えに該当し、以下の場合等は**建築確認申請**が必要になる可能性があります。

- ・壁の場合：外壁の総面積に対する過半の修繕、模様替え
- ・屋根の場合：屋根の総水平投影面積に対する過半の修繕、模様替え

※なお、個々の案件については、愛知県の建築指導課や指定確認検査機関に確認いただきますようお願いいたします。

※上記チェックシートは、あくまでも補助金の対象となる可能性の有無について確認を行うためのものですので、全ての項目に該当していたとしても、必ず補助金の対象になるということを保証するものではありません。そのため、詳細については補助金交付要綱を確認していただくか、まちづくり推進課へお問い合わせください。